

無効

消費者の利益を不当に害する契約条項は、**無効**となります。

平均的な損害の額を超えるキャンセル料条項

キャンセル料のうち、契約の解除に伴う平均的な損害額を超える部分や、遅延損害金につき年利14.6%を超える部分についての条項は無効。

例 結婚式場等の契約において「契約後にキャンセルする場合には、以下の金額を解約料として申し受けます。実際に使用される日から1年以上前の場合：契約金額の80%」とする条項。

例 「毎月の家賃は当月20日までに支払うものとする。前記期限を過ぎた場合には1か月の料金に対し年30%の遅延損害金を支払うものとする」とする条項。

例 「合格者は所定の期限までに手続を完了しなければ入学資格を失います。いったん納付された学生納付金(入学金及び授業料等)は、いかなる事情があっても返金しません」とする条項。

契約をキャンセルするので支払った代金を返してください



キャンセル料がかかるので、お支払いされたお金は一切返金できません

※解約したらキャンセル料を支払うという条項のみならず、解約時に支払済みの金銭を返さない場合などが問題となります。

消費者の利益を一方的に害する条項

任意規定の適用による場合と比べ消費者の権利を制限し又は義務を加重する条項であって、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものは無効。

例 掃除機の購入時、注文していない健康食品が、商品の掃除機に同封されて自宅に届けられた場合に、消費者が健康食品を継続購入しない旨の電話をしない限り、健康食品を継続的に購入するとみなす旨の条項。

掃除機のおまけじゃなかったの?!

健康食品はいらぬとの連絡がなかったので、健康食品を継続的に購入する契約が成立していますよ



事業者と消費者の努力

事業者の 事業者の努力義務として、

- 努力義務
- ① 契約条項を定めるに当たって、その解釈について疑義が生じない明確で平易なものになるよう配慮すること
 - ② 勧誘に際し、契約の目的物の性質に応じ、個々の消費者の知識・経験を考慮した上で、必要な情報を提供することが明確化されました。 ※赤字部分が、平成30年改正で明示された部分です



消費者の 消費者の努力義務として、消費者契約を締結するに際し、事業者から提供された
努力義務 情報を活用し、消費者契約の内容について理解することが求められます。



スポーツジムの利用契約をしたが、契約書にとっても高額なキャンセル料の定めがあった。これは無効なの？